

「動物の権利」から考える権利論

—動物と向き合うことで分かる「権利」と「配慮」—

21182778 問宮拓海

目次

1	「賢い動物」たち	p.1
2	「動物の権利」	p.3
2-1	動物の権利の歴史	p.3
2-2	シンガーの功利主義（動物の解放論）	p.3
2-3	レーガンの義務論（動物の権利論）	p.4
2-4	共通点、ならびに「動物の権利」とは	p.4
3	人間中心的な権利観念	p.5
3-1	そもそも権利/人権とはなにか	p.5
3-2	人間が「定める」権利—権利概念という幻想	p.6
3-3	人間/動物に必要なこと	p.6
3-3-1	権利の弱さ—不充分/不確実性	p.6
3-3-2	必要なこと	p.7
3-4	「配慮」	p.7
	文献/注	p.8

「動物の権利」から考える権利論

—動物と向き合うことで分かる「権利」と「配慮」—

間宮拓海

1 「賢い動物」たち

人類は、その長い歴史の中で、野生動物に対して狩猟を行い、そのうちの一部を手なづけ家畜として飼育し、その栄華を極めてきた。いわゆる他種の動物を利用してその糧とする種族である。我々が祖先は、野生の狼から分かれたイエイヌを狩りの助けとして用い、野生の猪を飼い馴らしてブタという家畜に仕立て上げた。農耕文化が発達してきた後も、動物利用は行われ続け一寧ろ農耕文化が動物利用を加速させたとも言えるが、牛馬などの有蹄類を作物や人員の運搬、田畑の開墾、ひいては非常時の食糧として活用するようになった。時代が進み文明が興るようになると、人々は効率的な家畜の生産をはじめようになり、動物の道具としての側面が強固になっていった。現代においては、薬学や医学、化学の発達には動物実験が必須とされ、日々多くの実験動物たちがその生命を人間に変わって散らしている。このように、人間とは、先に述べたことを言い換えると、動物を支配して繁栄してきた生物種なのだ。

近年、そんな動物たちの扱いに転機が訪れた。多くの哺乳類や魚類、さらには一部の昆虫たちが高い知能を有しており、人間と同じように意識を持つものだという事実が多くのテレビ番組やインターネットニュースサイトに報道され（いわゆる「賢い動物」の報道である）、彼らが人間の想像を遙かに超える高い知性を持ち合わせていることが一般に広く知れ渡ったのだ。近年のそのような情勢の元で、動物の待遇を改善しようとする試みは数多く行われてきている。動物を苦しめる現在の畜産体制に反対し、肉食をやめて植物由来の食物しか取らないようにしようとする「ヴィーガニズム」運動や、知性ある動物のための「動物の権利（アニマルライツともいわれる）」運動が顕著な例であろう。最近では、時代に追い風が吹くように、植物由来の原材料を用いて製造された代用肉や代用卵などが開発され、数は少ないながらも市場に出回るようになった。さらに、コンピュータの演算能力の飛躍的向上により、必要悪とされてきた動物実験すらも不要になる可能性が出てきている。

しかしながら、我々人間はそのような高い知能を持ち、痛みを感じる「賢い動物」たちを、人間の都合のみで実験の道具として使用すること、食肉とするために劣悪な環境で飼育を行うこと等の「虐待」を未だに辞めることができていない。合成皮革が十二分に手に入る社会になった現在でも、高級ブティックでは貴重な動物の毛皮を用いた鞆や革靴が所狭しと並べられており（そのような高級な毛皮はわざわざ動物を殺害して作製される）、現在多くの国で禁制品となっている象牙を獲得するため、密猟が絶えず行われ続けている現状があ

る。象牙に関しては、2017 年 6 月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正において、象牙を扱う事業者の管理にかかる国内取引規制の一部が強化されたにも関わらず、規制の抜け穴を用いた取引が後を絶たない。トラフィックの調査⁽¹⁾によると、規制の抜け穴を利用してオークションサイト、フリマアプリ等での事業者による個人販売を装った販売が行われていたことも発覚している。食肉に関しては、農林水産省がアニマルウェルフェアに基づいた家畜の飼育を求めている⁽²⁾にも関わらず、養鶏場でのウィンドウレス畜舎等の従前からの動物を縛り付けるような畜産システムを利用して飼育する畜産家が未だ存在する⁽³⁾。

動物に対するこのようなおぞましい扱いを、人間に対して行うことは認められない。人間は出生のときから「基本的人権」を有しており、その中には身体的拘束からの自由はもちろんのこと、移動の自由や奴隷的拘束及び苦役からの自由等多種多様な自由権が含まれているからである。それらの根拠の一つは、宮沢俊義などにより、「人間の尊厳」があげられている⁽⁴⁾。つまり、人間は尊厳ある存在であるから、人権という保護が与えられているということである。これに対して、わが国の憲法学論上では、動物は尊厳な存在ではなく、人権のような保護が必要とはされないとされてきた。しかしながら、動物には前述の通り、人間に近い知性を持つものも数多く存在している。とすると、そのような動物たちの尊厳を、人間が自らの利益のため貶めることは同様にいけないのではないだろうか。

欧米諸国においては、動物の権利を主張する学説が有力とされており、動物に原告適格を認める判決や権利そのものの存在を認めた判決も出ている。しかし、多くの議論で言われるように、動物の権利の根拠を「知性」としてしまうと、知能や理性が欠けている精神障害者、産まれたばかりの乳幼児、脳死状態である者等は動物並みの扱いを受ければ充分ということになりかねない⁽⁵⁾。つまり、動物の人権を語る上で、「知性」を根拠にすることは、理論的に困難を極める。

このように現在では、道具として扱われて久しい動物にすら権利が認められるようになってきたが、そもそも「権利」とは一体何だったのだろうか。動物に権利を与えられるのであれば、「人類の多年に渡る自由獲得の努力」を重ねてきた「過去幾多の試練に堪へ」（日本国憲法 96 条）る歴史はなんだったのだろうか。動物はいくら尊厳な存在だとしても、自由獲得の努力やそのための闘争、自由の訴えを行ってきたわけではない。それでも「権利」が与えられるならば、その「権利」とはどういった性質があるのだろうか。本稿では、「動物の権利」とはどういったものであるかを先に述べ、その後に「基本的人権（基本権、人権）」の辿ってきた歴史から「権利」とは何か、またその本質とは何かを考察し、最後に「動物の権利」とそもそもの「権利」概念との差異から、「動物の権利」のようなものは認められるか否か、更には「動物の権利」が認められないとしたら、人間と同等に尊厳な存在である動物をどう保護するべきかについて議論していきたい。

2 動物の権利

2-1 動物の権利の歴史

「権利」とはそもそも何であるのかの検討に先だって、まずは現在主張されている動物の権利（論）とはどういったものなのかを明らかにしておきたい。動物の権利論のあけぼのは、1970年代にオーストラリア出身の倫理学者であるピーター・シンガーによって、のちに彼の代表的な著作となる『動物の権利』が発表されたことによる。その後数多くの哲学者や倫理学者、あるいは人権活動家から環境保護活動家、ひいては動物愛護団体や動物実験を行う研究者にまで、数多くの分野の人間によって盛んな議論が行われてきた。その結果、現在では、動物の権利と一口に言っても様々な意味を含むようになってきている。一般にそれらのほとんどは、性差別問題やこどもの人権などの各種人権問題の延長として取り組まれていると理解されるようになってきたようであるが、カナダ出身の実験心理学者スティーブン・ピンカーによれば、これらの議論は「（動物の権利の承認は、）動物に代わって物申す人間が共感と理性と他の権利革命からの刺激に突き動かされて進めてきた。」という⁽⁶⁾。近年では、日本の環境省も本問題について関心を寄せており、「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。」⁽⁷⁾との考えを2006年に発表している。

しかしながら、実際の多くの議論は哲学的な論点からなされることが多勢を占めている。哲学的議論の中で動物の権利を主張する立場は以下の二つとなっており、学説もこの二つの立場のいずれかを取らないし発展させたものであることがほとんどとなっている。

2-2 シンガーの功利主義（動物の解放論）

ピーター・シンガーによって唱えられた論であり、「動物の解放論」とも呼ばれる。先述の通り、動物の権利が広く主張され始め、世界中で運動が行われるきっかけとなったのは、1970年代中頃に、シンガーによって『動物の権利』が世に出されたことによる。シンガーは同著にて、動物は「苦痛を感じる能力に応じ」、「人間と同じ扱いを受けるべき存在」と定義し、動物に種が異なる一人間ではない—ことを根拠に差別を行うべきではない（種差別：speciesism）とした。ここでいう所の「種差別（speciesism）」は、人種差別（racism）に倣って作られた造語であり、一般には心理学者であるリチャード・ライターがはじめて用いたと言われる。「動物の解放論」の中で用いられる場合の「種差別」とは、「人以外の生物を差別すること」という意味合いであることがほとんどで、人を権利その他で特権付け、他の生物を尊重せずないがしろにしてしまう人間中心主義に反発する概念であるとされる。

しかしながら、『動物の権利』において、シンガーは「動物に基本権を認める」ことを主張しているわけではない。同著において、シンガーは、「動物に基本権を認める」ことは「道徳的に必要」ではないとして否定しており、功利主義の立場から種によらない平等な配慮を求めた⁽⁸⁾。しかし、シンガーはすべての生物に人間と同様の配慮をすべきと主張しているわけではなく、『動物の解放』の中で、「もし線引きをするとすれば、小えびとカキのあいだのどこかで線をひくのが一番妥当であろう」⁽⁹⁾と述べているように、あくまで苦痛を感じるこ

ができるか否かによって、どの動物にどれくらいの配慮をするかどうか決めるという考えを示している。

2-3 レーガンの義務論（動物の権利論）

「動物解放論」と評されるシンガーの論に対し、トム・レーガンが主張したこちらは「動物の権利論」と呼ばれるものである。レーガンは功利主義に強く反対する立場を取っており、本問題においてもシンガーの解放論とは対立がある。レーガンは動物の権利を述べるに当たって、カント主義を修正し、「目的自体」として扱われるべき存在を拡張した。「実験用ラットのような平凡な生物の場合でさえ、われわれはその行為を正当化できない。求められているのは、たんなる動物実験の洗練や削減ではない。また、より大きな、より清潔なケージでもなく、麻酔薬をもっと物惜しみせずを使うことや、同時に多数の外科手術を行うのをやめることでもなく、システムをきちんとすることでもない。求められているのは、動物の利用を他の方法に完全におきかえることである。科学における動物の使用に関してわれわれにできる最善のことは、彼らを使用しないことである。権利論によれば、それがわれわれの義務である。」¹⁰⁰彼はこのように「目的自体」を人間だけでなく、動物にまで当てはまるとした。先の引用文を言い換えると、「その身を犠牲にして多数の人命を救い、人類の福祉に貢献してきた実験動物たちであっても一たとえ、その犠牲が必要最小限であっても一、動物たちを実験に用いた人間たちが、それ自身が内在的価値を持つ動物たちを「目的自体」として扱わなかったのだから、これは道徳的に不正な行いだった。」と言うわけである。

では、レーガンの論ではどのような動物が内在的価値を有するのか。彼は「生の主体 (subject of life の邦訳)」を持つか否かを、内在的価値を有する基準とした。レーガンは「生の主体」を持つと言えるための心理能力チェックリストのようなものを提案しているが、これについては「ただし、少しくらい欠けていても生の主体でないことにはならない、という程度のゆるい基準である」¹⁰¹とされているため、本稿では割愛する。「生の主体」を持つ具体的な動物については、レーガン自身にも葛藤があり、先に引用した「動物の権利」の中では、「1歳以上の正常な哺乳動物」が基準を満たすとしていたが、後年は魚類、鳥獣なども基準を満たす、と基準を変更している。

現在、レーガンの唱える義務論に対しては、価値基準の判断を人間が行う前提であるため、この論理は人間中心的であり、シンガーの立てた「快楽と苦痛」に基づく解放論よりも理論が衰退したものだという批判がある。しかし、この批判にも問題があり、理論的な決着は付いていない。ここでの問題とは、シンガーの立てた解放論も結局の所、配慮する動物を人間が選択するのであるからレーガンの唱える義務論と何ら変わらないということである。

2-4 共通点、ならびに「動物の権利」とは

シンガーとレーガンの主張には根本的な対立はあるものの、(1)動物を（道具として）利用しないこと、(2)配慮または権利を付与する動物にある程度の基準を定めることの二点についてはある程度の同意があるように思える。また、彼らの主張には、動物の権利について、あくまで「道徳的な」観点から検討するという点が共通している。このような共通事項から、

現在盛んに行われている動物の権利論争は、あくまで人間中心的な観点から議論されているに過ぎないことが分かる。つまり、動物の権利とは、人間が道徳的理由によって定めた一定の価値基準でしかないのだ。

本章にて、「動物の権利」というものは、人間が定める価値判断によって付与されるものであることが分かったが、そもそも「権利」とは一体何であるのだろうか。そこで次章では、権利とは何であったのかを確認するため、それがどういったものかについて検討していきたい。

3 人間中心的な権利観念

3-1 そもそも権利/人権とはなにか

「権利」、一人の権利であるとされてきた歴史を踏まえ、ここでは敢えて「基本的人権（または基本権、ないし人権）」といったほうがよいか—とは、一般に「ある行為を行うことへの正当性、またはその根拠となるもの」であると言われている。日本においては、日本国憲法 97 条に、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、(中略) 現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(憲法 97 条) と規定されており、人権の重要性が極めて厳粛に語られている。厳粛とは言え、わが国の優れた社会科教育では、小学校から人権ないし憲法の教育が段階的に行われるため、権利概念が広く国民の理解しうる所となっており、現在では日本国民の大半がこれを尊重すべきものであると認知するまでに至っている。人権の現状については、日本に生活する者ならば当然知りうる知識であり、また本稿の主題とは離れるため、深掘りはせず、以下ではその歴史について見ながら、権利とは何かを考察していく。

人権の歴史は古く、先史時代からそれらは存在していたと考えられる。こと日本においても、弥生時代以降の遺構を見ると、農作物や肥沃な土地を巡って争った痕跡があり、歴史が始まる以前から、自らのあるいは自らの属する共同体の所有物(土地)を護るための、いわば所有権争いをしていたことが分かる。物理的暴力を伴う紛争によって自らの所有権を保護することは大変野蛮であり、野蛮な思想/行為には権利概念はそぐわないと考える人もいるだろう。だが、近代的な権利概念が成立していないからこそ、他者からの侵害(侵略行為)からは血で血を洗う戦いによってのみ、自らの権利を守るしか無かったとも考えられはしないだろうか。しかしながら、人権概念の浸透した近代以降の世の中においても、暴力を伴う紛争は国家単位、民俗単位、宗教単位と様々な単位で行われて続けており、今日日世界のどこかでは国家権力対武装勢力ないし民族紛争が絶えない。また、実社会だけでなく、権利概念を議論してきた哲学の世界においても、人類は闘争を続けてきた歴史を持つことをある意味当然としてきた。17 世紀の哲学者のトマス・ホッブズは『市民論 (De Cive)』において、市民社会無き人間の状態(自然状態)では、人びとは「万人の万人による闘争」状態にあるとした⁽¹²⁾。社会主義を科学的社会主義(共産主義)へと昇華させ、プロレタリアートの革命をユートピア的思想から現実へ解き放ったマルクスやエンゲルスは、これから起こ

りうる階級闘争（暴力革命）を予言していたし⁽¹³⁾、20世紀初頭に活躍したソレルは、マルクスらが予言した階級闘争を、支配階級による上からの権力（フォルス）と、それに対抗する被支配階級による下からの暴力（ビヨランス）との闘争であるとして理解した⁽¹⁴⁾。第二次世界大戦前後に活躍したドイツの哲学者カール・シュミットも『政治的なものの概念』にて、友敵理論という彼特有の政治理論⁽¹⁵⁾に基づいて、（あくまでも政治に関する文脈からであるが、）人類の闘争が普遍的であり、それらが無きところには平和のみが残ることを説いた。これらを踏まえると、権利を護るために物理的暴力を用いたり野蛮な行為を行ったりすることは、人類が持つ普遍的側面としての権利の本質の一つであることは間違いないだろう。つまり、権利とは闘争によって獲得されてきた/獲得されるべきもので、そこから闘争、ひいては暴力が切り離せないものとなっているのだ。

3-2 人間が「定める」権利—権利概念という幻想

3-1 で議論したとおり、「権利」や「人権」と呼ばれるものは、闘争や暴力とは不可分の関係であることが分かった。では、これらは誰が定めたものなのだろうか。法学者ならば、自然法が…と議論するところなのかもしれないが、そもそも自然法という概念も先程から議論している権利概念も間違いなく歴史のどこかで人間が考えだし、それを体系化したものだ。2-4 にて検討したが、動物の権利論争も、結局は動物を気にかける人間による、あくまでも人間本意的な議論でしかなかった。つまり、動物の権利にせよ人間の基本権にせよ、それらはかような知識が潤沢な人間が、あくまでも自己の理屈立てのため、都合のいいように定めてきたものでしか無いということだ。畢竟、これらには大きな差は無いのではなかろうか。要するに、権利という言葉自体、人類が生み出した—（物理的、非物理的を問わず）暴力装置の一自己正当化のためのまやかしに過ぎないということだ。

3-3 人間/動物に必要なこと

3-3-1 権利の弱さ—不充足/不確実性

では、「権利」がかようなまやかしに過ぎないものであるとしたら、果たしてそれは必要なものなのだろうか。現代社会に生まれ育ってきた我々には、権利と現代の市民生活は不可分のように思えるだろう。たとえコンビニでパンを一つ買うのにも、日本国憲法と民商法に保護された経済活動の自由がなければ不可能であるし、犯罪を犯し捕まった際に拷問を受けないのは、憲法により保護された身体的拘束からの自由が存在するからだろう。更には、一近頃の人間は簡単に放棄してしまうので、現在どれほどの有難味があるのかは不明確であるが一選挙権の一つをとっても、憲法に規定される参政権により保護されなければならないことは多くの人が知っている。しかしながら、それら「権利」というものは、何度も述べたようにまやかしに過ぎないものである。現在、日本の国政が安定しており、憲法が護られている現状があるからこそ、そのような幻想の上で秩序を享受できていると言えるのだ。

先にも述べた、ドイツの哲学者カール・シュミットは、『政治神学』において、例外状況、すなわち現行の体制が機能しなくなった世界では、法秩序が崩壊することを示している⁽¹⁶⁾。法秩序の崩壊した世界では、我々が常日頃恩恵を受けている法秩序を享受できないのであ

るから、警察も消防も町役場も機能しなくなる。そのような社会では、権利を主張したところで意味は無いだろう。物理的暴力ないし物質的な強制力によってのみ、自己あるいは自己の主張（権利）を保護しなくてはならなくなるのだ。国家廃止論^mの立場からすると、かような状態になっても、社会機能は損なわれず、人びとの自由や権利は保たれると考えられるのかもしれないが、本稿では主題と離れるため割愛する。ここまで見てきたように、現行の秩序が崩壊するだけでまったく意味が失われてしまう「権利」という概念は、いっそなくてもよいのではないだろうか。そもそもそれを定めた人間の都合の良い形でしか、それらは定められておらず、またそのような人間達の都合の良いようにしか利益を享受できないのであるのだから。

3-3-2 必要なこと

では、一体どのようなものが必要なのだろうか。そもそも人類の一人一人が必要とするものはまったく違うのに、既存の「権利」のような人類の共通項を設定してしまっているのだろうか。動物に関しても同様のことが言える。何かを用いて動物を保護しようとは言っても、捨て猫を道ばたで保護するのと、絶滅危惧種の生物を包括的に保護するのではまったく違うように、個々の動物の事情を顧みる必要があるだろう。このような動物たちに、「動物の権利」のような共通の保護を与えるだけで充分なのだろうか。勿論、それらは不足であるに違いない。

今現在、そのような需要を満たせる考え方は現れてはいないが、近しいものは存在している。それは本稿二章で議論した「配慮」という概念である。我々人間は常に、あるいは意識的に、他者へ一定の「配慮」を行いながら生活している。ニホンザルやアフリカ象などの群れをなす動物にも同じような行為が散見されることは、常日頃放映されている動物番組やアニマル関連の報道を見ても明らかであろう。群れをなさないにしても、つがいを作る生物ならば、少なくとも自らのパートナーに対する「配慮」というものが存在する。それらの態様が少々人間のものと差異があったとしても、それは住む環境や生物種としての生活手法が異なるだけであるのだから大きな違いは無い。

3-4 「配慮」

前項で我々とその隣人に必要であるのは、一やや不十分ではあるが一「配慮」であると結論づけた。つまり、動物の権利論の元祖たるシンガーの議論は、「権利」という大変弱々しい語彙を用いてはいるもののあながち誤りでは無いということである。しかしながら、2-2で議論したように、彼の理論では、人間はさておき、動物に関しては配慮すべき種を限定しなければならない。これは功利主義に基づいて合理的に理屈立てられたものであるが、同時に大いなる矛盾を孕む。シンガーは「種差別」を行わないことを訴えているが、自らが唱える動物の権利論の中で配慮する対象を選別する行為によって、自ら種差別に手を染めているのである。だが、シンガーの言うとおりに、すべての動物（ないし人間）に包括的な配慮をしてしまうと、收拾が付かないことも明白である。では、どのような「配慮」をすべきなのだろうか。

既に述べたとおり、必要な「配慮」は個々の個体それぞれに異なるため、具体的な配慮内容を一律に定めることは難しい。しかし、それらは他者/他種の生物の生活を脅かさない範囲で行われるべきである。それは不干渉主義なのでないかという反論もあるだろうが、生活圏を侵害しないことは他者への配慮として必要十分だと考えられる。人類同士であれば言語の壁がクリアできれば問題ないが、やはり他の動物種同士であると、コミュニケーションが円滑に行なえず、互いに無益に傷つけ合う結果となってしまうやすい。よって、ある種の事なかれ主義ではあるのだが、他の生活を脅かさないことが配慮をする上で重要となると考えられる。が、生活が立ちゆかなくなった者への扶助や絶滅の危機に瀕した動物の保護等は、彼らの生活に干渉する行為ではあるが、ひいては生命に関わるものであるもので例外だろう。

4 これからの時代の権利―「配慮」の時代へ

これまでに見てきたように、「権利」という虚構は簡単に崩れやすく、人びとが夢見たか弱い幻想に過ぎない。このような弱々しい観念では、情報伝達技術のシンギュラリティにより人びとの垣根が取り払われつつある現代、またはその先の未来に生きる人びとの生活を守るためには、不十分極まりないだろう。かような予測不可能である社会を生き抜くためには、先程までの議論のように「権利」という幻想を捨てて、他者/多種への「配慮」を行い、地球に生きる隣人として他者/他種を考えていくべきではなかろうか。他者との関係性が希薄となり、思いやりの心が失われつつあると揶揄されるようになったこの時代、そんな世の中に生きる独善とねんごろな現代人たちが、そのような「配慮」を常に行い、隣人を思いやる心を忘れぬ世の中になってほしいと切に願う。

文献/注

- (1) Tomomi Kitade, *An updated review of online ivory trade in Japan*(2017), https://www.wwf.or.jp/activities/data/20170808_wildlife02.pdf
- (2) 農林水産省, 「アニマルウェルフェアについて」, https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html
- (3) Hope for Animals, 「世界と日本のアニマルウェルフェアのズレ (2016)」, 認定 NPO 法人アニマルライツセンター.
- (4) 「今日多くの国では、人権を承認する根拠として、もはや特に神や、自然法を持ち出す必要はなく、『人間性』とか『人間の尊厳』とかによってそれを根拠づけることでじゅうぶんだと考えている。」, 宮沢俊義, 『憲法Ⅱ[新版] (1971)』, 有斐閣.
- (5) 山崎将文, 「動物の権利と人間の人権」: 『法政論叢 [54 巻 2 号] (2018)』, 日本法政学会, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalps/54/2/54_21/_pdf/-char/ja
- (6) スティーブン・ピンカー, 『暴力の人類史 (下) (2015)』, 青土社.
- (7) 環境省, 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (2006)」, <https://www.env.go.jp/hourei/18/000278.html>

- (8) ピーター・シンガー編：戸田清訳,『動物の権利(1986)』,技術と人間.
- (9) ピーター・シンガー編：戸田清訳,『動物の解放 改訂版 (2011)』,人文書院.
- (10) トム・レーガン著,「動物の権利」,ピーター・シンガー編：戸田清訳,『動物の権利(1986)』,技術と人間.
- (11) 伊勢田哲治,『動物からの倫理学入門 (2008)』,名古屋大学出版会.
- (12) トマス・ホップズ著：本田裕志訳,『市民論 (2008)』, 京都大学学術出版会.
- (13) カール・マルクス,フリードリヒ・エンゲルス著：森田成也訳,『共産党宣言 (2020)』,光文社古典新訳文庫.
- (14) ジョルジュ・ソレル著：石川三四郎,望月百合子訳,『社会思想全集 33 財産進化論 暴力論 (1930)』,平凡社.
- (15) カール・シュミット著：田中浩,原田武雄訳,『政治的なものの概念 (1970)』,未来社.
- (16) カール・シュミット著：田中浩,原田武雄訳,『政治神学 (1971)』, 未来社.
- (17) アナルコ・サンディカリズムやアナルコ・キャピタリズム等の無政府主義。無政府主義については、ロスバードの『国家の解剖』(Murray N. Rothbard, *Anatomy of the State* (Ludwig von Mises Institute, 2009)) や、蔵の『無政府社会と法の進化』(蔵研也,『無政府社会と法の進化—アナルコキャピタリズムの是非 (2008)』, 木鐸社.) などに詳しい。